

平成20年度

事業計画書

財団法人 東京都農林水産振興財団

# 目 次

I	平成20年度財団経営方針	1
II	平成20年度事業計画の概要	2
1	後継者等対策事業	4
(1)	新規就業者支援事業	4
(2)	経営活動促進事業	5
(3)	都民交流事業	6
(4)	林業労働力確保支援センター事業	7
2	経営安定対策事業	9
(1)	野菜価格安定対策事業	9
(2)	農地保有合理化事業【特別会計】	10
(3)	農地と担い手マッチング事業	10
(4)	畜産振興事業【特別会計】	11
3	農林水産資源拡大事業	12
(1)	青梅畜産センター事業	12
(2)	栽培漁業センター事業	12
(3)	奥多摩さかな養殖センター事業	13
4	森林整備事業	14
(1)	分収林事業【特別会計】	14
(2)	都民との協働による森林作り事業	15
(3)	都行造林事業	16
(4)	花粉発生源対策事業【特別会計】	17
(5)	木質バイオマス事業（新規）	17
5	緑の募金・緑化推進事業	19
(1)	緑の募金事業【特別会計】	19
(2)	苗木生産供給事業	20
(3)	東京の活力を創出する都市緑化推進事業	21
6	環境保全型農業の推進事業	22
(1)	堆肥生産供給事業	22
7	農林総合研究センター事業	23
(1)	試験研究事業	23
(2)	受託・共同研究事業	25
(3)	調査・分析等業務	25
(4)	技術相談・依頼試験・試験機器の利用公開	25
(5)	研究施設	25
8	情報提供・普及啓発事業	26
(1)	森林総合利用事業【特別会計】	26
(2)	総合情報提供事業	26
(3)	食育推進事業（体験からわかる食）	27

# I 平成20年度財団経営方針

## 財団経営方針

- 1 都の農林水産業振興施策の一翼を担うべく、公共性の高い事業を実施
- 2 都内唯一の団体として農林水産業の現場に密着した総合的な研究を行う
- 3 外部の人材や資金の活用など、財団ならではの機動性を発揮して効果的に事業を展開

## 20年度の重点事業

### (事業)

- 1 都民と農林水産事業者の共生・相互理解・・・食と農の体験教室・食育
- 2 花粉主伐面積拡大・・・80ha
- 3 企業・団体の社会貢献活動の活用・・・企業・団体の森
- 4 木質バイオマス事業・・・新規取組
- 5 農林総合研究センターの組織改正

### (体制整備・内部管理)

- 1 財団長期ビジョンの検討
- 2 公益法人制度改革への対応  
(平成20年12月以降に公益財団法人への申請予定)
  - (1) 新公益法人会計基準への移行
  - (2) 寄附行為を定款に変更、関連規程の改廃
  - (3) 新制度に適合した経営体制の構築
- 3 内部管理の強化
  - (1) コンプライアンス
  - (2) 情報セキュリティ
  - (3) 環境配慮行動

## Ⅱ 平成20年度事業計画の概要

### 1 後継者等対策事業

- (1) 就農促進施策として、現地農業体験事業を実施し、就農が見込める都内の町村において新規就農の促進を図る。
- (2) 農林水産業における新しい事業展開を活発化するため、自主研究活動や各種研修会に対する支援に積極的に取り組んでいく。
- (3) 都民交流事業においては、都民と生産者との交流活動への支援や地産地消の推進活動への支援に取り組み、農林水産業への理解の促進を進めていく。
- (4) 林業労働力確保支援センターにおいては、緑の雇用担い手研修修了者を対象に、危険木の安全処理技術の習得を目的として、緑の雇用担い手対策事業を実施する。

### 2 経営安定対策事業

- (1) 法律などに基づく野菜価格安定対策事業、畜産振興事業は、農家の安定的経営に不可欠な事業であり、着実かつ迅速な事業執行を目指す。
- (2) 農地保有合理化事業では、島しょ地域を中心として不耕作地の解消に積極的に取り組んでいく。
- (3) 農地と担い手マッチング事業では、実践農業セミナー等の運営を通じて、農業の多様な担い手を確保し農地の保全を積極的に進めていく。

### 3 農林水産資源拡大事業

- (1) 青梅畜産センターにおいて「トウキョウ X」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜を生産・配付することにより東京の畜産業の振興に寄与する。
- (2) 栽培漁業センターにおいてアワビ、トコブシ、サザエの種苗生産・配付を実施して島しょ地域の磯根資源の維持増大に寄与する。
- (3) 奥多摩さかな養殖センターにおいてニジマス、ヤマメ、イワナ、奥多摩やまめの種苗の生産・配付を実施することで、内水面の資源維持と地域産業の活性化に寄与する。また、奥多摩やまめの生産拡大に向けた技術開発や普及の取り組みを行っていく。

### 4 森林整備事業

- (1) 森林所有者の理解を得て、二者分収育林契約を締結するとともに、搬出条件が良い間伐事業においては木材を搬出・販売する。
- (2) 花粉発生源対策事業に取り組み、スギ等の伐採により花粉の少ない森づくりを進めるとともに、伐採した木材の活用により木材需要を拡大することで東京の林業の活性化を図る。

## 5 緑の募金・緑化推進事業

- (1) 緑の募金では目標額 80,000 千円を目指して、NPO 法人と協働してシカ被害対策の「水源地域再生募金」に取り組むなど募金・森林整備等を推進する。
- (2) 苗木生産供給事業では、都の計画等（10 年後の東京）に基づき、緑化用苗木、30 万本を購入し、25 万本を供給する。
- (3) 都市緑化推進事業として、「地産地消」をコンセプトとした具体的な都市緑化推進プロジェクトを推進する。

## 6 環境保全型農業の推進事業

- (1) 東京都有機農業堆肥センターにおいて 450 トンの優良堆肥を生産し、有機農法の実践農家に対して供給（有償）を行う。

## 7 農林総合研究センター事業

- (1) 「農林総合研究センター事業」を都から受託して、農林業の振興を図るため調査・試験・研究を行うとともに、農林業者や都民に対する技術支援や情報提供を行う。
- (2) 外部から研究資金を積極的に導入し、受託研究、企業等との共同研究に取り組み、都民に役立つ研究を実施する。
- (3) 平成 20 年度から、組織改正を行い、7 科から 6 科体制とし、研究単位を 12 単位から 7 単位に大括りする。また、緑化・園芸分野におけるプロジェクト研究リーダーとして、任期付副参事研究員を外部から招聘し、研究力の向上を図る。

## 8 情報提供・普及啓発事業

- (1) 森林を活用して、都民が自然に親しみ、交流を深めることにより都民参加の森林づくりを推進する。
- (2) 「東京農業WEBサイト運営事業」、「東京の森と木WEBサイト運営事業」を受託して、財団ホームページと連携して総合的に情報を発信することにより、都民の農林水産業に対する理解を促進し、東京の農林水産業の振興に寄与する。
- (3) 食育推進事業では、子どもたちに「食」に関する知識を伝え、健全な食生活を実践できる人材を育成するため、学校教育現場における生産体験学習を推進していく。

# 1 後継者等対策事業

将来の農林水産業を担う後継者等に対し、資金貸付、各種研修への参加、自主研究活動等の奨励、配偶者確保の支援を行う。また、新しい事業展開や経営の高度化を目指す農林水産事業者に対する技術習得の支援などを行うことによって活力ある東京都の農林水産業の確立を図り、都民生活に寄与する。

## (1) 新規就業者支援事業

はじめて農林水産業に就業する際に必要な技術的研修、資金貸付等の各種の支援を行う。

### ① 青年等就農促進事業

東京都から指定を受けた「青年農業者等育成センター」として、青年農業者の円滑な就農を支援する。

#### ア 就農相談

相談員(2名)が就農相談に対応し、新規就農を支援する。

#### イ 就農支援資金貸付

新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していこうとする農業法人等(就農計画を作成して東京都知事に提出し、認定を受けた個人、経営体)に対して、就農に必要な資金を無利子で貸し付ける。

種 別	内 容
就農研修資金	農業技術や農業経営にかかる知識を習得するための研修に必要な経費
就農準備資金	就農にあたり事前に必要となる、就農先の調査旅費図書等の購入費、滞在費、住居移転費等
就農施設等資金	農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置などに必要な資金(新規就農者のみが対象)

#### ウ 青年農業者等育成

東京都農林水産業技術交換大会の開催、全国農業青年交換大会等への派遣など青年農業者の啓発、研究、交流活動を支援する。

#### エ 就農促進のための現地農業体験

都内の就農希望者に対し、就農が見込める都内の町村において農作業体験を実施し、農地保有合理化事業と連携を図りながら、新規就農を促進する。

#### オ 新規就農者動向・実態調査

平成19年4月1日～平成20年3月31日までに就農した者を調査し、その動向を把握する。また、その対象者に対して、就農時と現在の経営状況、生産や販売の考え方等について実態調査を行う。

## ②農業後継者育成事業

東京の農業を担う農業後継者の資質向上を図るため、各種研修の開催または助成を行なう。また、農業後継者の配偶者確保を目的とした交流会を実施し、後継者がパートナーを得て東京農業の安定した担い手が育つよう支援する。

### ア 就農のための技術研修助成

新規就農者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及びその向上のために参加する以下の研修に対し助成する。

- ・ 公立研究機関及び先進経営体への研修（対象：6名）
- ・ 意欲的農業者支援セミナー（対象：15名）
- ・ 八丈町農業担い手育成研修センターへの研修（対象：3名）
- ・ その他、財団が認める研修

### イ フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援

新規就農者の技術習得を目的に開催される「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に協賛し、その運営費を助成する。

### ウ 農業後継者とのふれあい交流会（年1回）

独身の農業後継者有志とともに企画した、独身女性との魅力ある交流会を開催する。

### エ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援（支援対象：150千円×5組織）

地域で行う農業後継者と独身女性との交流活動に対して、その運営費を助成する。

## （2）経営活動促進事業

新しい事業展開や経営の高度化・近代化のための研究及び研修活動等を促進する。

## ①自主活動支援事業

農業後継者団体が、その会員相互で抱える課題の解決に向けた自主的な活動に対し支援する。

### ア 自主研究活動助成（200千円×12団体、300千円×2団体）

後継者団体が実施する研究活動に対し助成する。

### イ 研修活動助成（50千円×40団体）

後継者団体が主催する経営技術向上のための研修会や先進地視察に対し費用の一部を助成する。

### ウ 海外研修（年1回、支援対象：100千円×10人）

幅広い見識をもつ農業後継者を育成するため、海外の農業情勢や先進技術を学ぶ視察研修を開催する。

### (3) 都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため都民と農林水産業者との交流を図るとともに、新しい農業の担い手であるボランティアを養成する。

#### ①生産者と都民との交流

都民にとって身近な場所で安全・安心な農産物を提供している都市農業を持続させ、その重要性について理解を深めるとともに、生産者が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費者ニーズ等を把握するための交流活動を推進する。

##### ア 生産者と都民の交流活動協賛事業（200千円×4団体）

各地域で開催される農業体験等を通じた都民との交流活動に協賛し、その運営に対し助成する。

##### イ 地産地消推進事業

都市農業の魅力とその生産物の消費拡大を図るためのイベント実施、または類似のイベントへ参加する。

#### ②都民と進める食と農の体験事業（新規）

都民・学童を対象に、東京農業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健康な心身と豊かな人間性を育むため、生産現場における農家との交流・体験学習活動や企業等と連携した食育活動を推進する。

##### ア 畜産ふれあい体験活動事業

家畜ふれあい体験や飼養管理体験の実施、バター・アイスクリーム作り体験を行い、畜産に対する理解促進、消費拡大を図る。

##### イ 農業体験・食育事業

種まきや収穫体験などの農業体験、料理教室や食育講話などの食育活動を実施し、農業に対する理解促進と健全な食生活習慣を培う。

#### ③東京の青空塾

地域を対象に、農業に関心を持つ都民の参加・協力により、農業者と都民との交流を図りながら、新しい農業の担い手である援農ボランティアを養成する。

##### ア 援農ボランティア養成

- ・対象地区：JA 東京みらい(東久留米地区)、JA(武蔵野地区)  
JA 東京むさし(小金井地区)、JA 西東京（青梅地区）
- ・養成人数：40名（1地区10名）
- ・コース：野菜、花卉、果樹、植木の4コース

##### イ 地域推進組織支援

援農ボランティア養成講座に対して支援する。

##### ウ 地域推進組織の活動促進



#### (4) 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援、林業に従事している作業員の育成を行うとともに、雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保に努める。

##### ①森林整備担い手確保対策事業

森林整備の担い手となっている事業体の経営合理化への支援を行うとともに、基幹林業就業者等の育成研修を充実する。

ア 林業事業体の経営合理化支援及び指導

林業就労安定指導員による林業事業体への指導

イ 林業就業者に対する機械技術講習会の実施

車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛、チェーンソー、刈払機

##### ②地域林業雇用改善促進事業

事業体の雇用管理改善に関わる相談指導、研修、雇用情報の提供等を行う。

ア 林業雇用改善アドバイザーによる相談指導

イ 雇用情報収集・提供の実施、情報誌の発行（年2回）

ウ 研修(雇用管理セミナー)、事業説明会等の実施

エ 林業雇用改善アドバイザー・ブロック別連絡会議等 3回

##### ③林業就業促進資金貸付事業

林業に新規参入しようとする者の就業の円滑化を図るため、研修への参加や事前の現地研修、移転等の就業の準備に要する経費の無利子貸付を行う。

・就業研修資金、就業準備資金（貸付枠：3,732千円）

##### ④宿舍借り上げ助成事業

森林組合の新規就業者及び季節労働力を安定的に受け入れるための宿舍借り上げに要する経費を助成する。

・季節雇用者、新規就業者

##### ⑤緑の雇用担い手対策事業

緑の担い手研修を終了し、林業事業体に就労した森林整備員を対象に、労働安全の専門家のもとで、かかり木や風倒木などの危険木を安全に処理する技術等に関する技術高度化の研修を行う。

・研修対象 5名 ・研修期間 20日間

⑥ 林業就業支援

林業への就業希望者を対象に、森林・林業に関する基礎知識及び林業労働安全教育等に関する研修を行う。

- ・ 研修内容 森林・林業知識、実地研修、安全講習、就業・生活相談、施設見学会
- ・ 研修期間 18日間 年2回

⑦ 林業労働力就労安定助成【特別会計】

安定した林業労働力を確保するため、森林を守る都民基金の果実を活用し、各種の就労対策に助成する。

- ア 共済制度加入助成(労災、傷害保険、共済保険)
- イ 新規就労者給与助成 (1/2助成)
- ウ 支援センター連絡協議会参加

## 2 経営安定対策事業

法律等に基づき行う生産者に対する経営安定対策として、以下の事業を実施する。

### (1) 野菜価格安定対策事業

都民の消費生活及び野菜生産者の経営安定を図るため、生産や消費の面で重要であり、天候などの影響を受けやすい野菜を対象として、市場価格が保証基準額を下回った場合に価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法(昭和 41・7・1 法律 103 号)

【事業開始年度】昭和 5 1 年度

#### ①野菜価格差補給

都内産野菜の市場出荷価格が保証基準額以下に低落した場合、一定方式で算出される価格差補給交付金を生産者に交付する。

・出荷予約数量 **7,877.6** トン(内 特定野菜 **236.9** トン、指定野菜 **7,640.7** トン)

#### ②野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

- 国：独立行政法人農畜産業振興機構へ資金造成補助を行う。
- 都：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。
- 生産者：東京都農林水産振興財団へ資金造成を行う。

(単位：千円)

積立予定額	<b>157,589</b>
国庫助成金	<b>77,134</b>
東京都造成資金	<b>41,556</b>
生産者造成資金	<b>38,899</b>

#### ③補填対象野菜

7品目 こまつな、カリフラワー、ブロッコリー、ほうれんそう、  
キャベツ、だいこん、にんじん

## (2) 農地保有合理化事業【特別会計】

「農地保有合理化事業」とは、経営規模の拡大、農地の集団化等を推進するため、農地保有合理化法人である当財団が農用地等を買入れ又は借入れて、一定期間保有(中間保有機能)した後、担い手農業者に売渡し又は貸付する(再配分機能)ことを基本とする事業であり、その目的は、地域(特に島しょ地域)農業の生産基盤確立とその振興に寄与することにある。

【根拠法令】 農業経営基盤強化促進法(昭 55・5・28 法律 65 号)

【事業開始年度】 平成 3 年度

### ① 農地保有合理化事業の推進

- ・ 農地保有合理化全国会議及び関東ブロック会議等 6 回
- ・ 農地流動化対策現地会議(大島、八丈島、三宅島、神津島、新島) 10 回

### ② 農地保有合理化事業農地保有実績及び 20 年度計画

事 項 別	売買事業	貸借事業	合 計
平成 19 年度末保有農地面積	35,609 m <sup>2</sup>	237,462 m <sup>2</sup>	273,071 m <sup>2</sup>
内:平成 19 年度事業実績面積	(12,612 m <sup>2</sup> )	(20,338 m <sup>2</sup> )	(32,950 m <sup>2</sup> )
平成 20 年度事業予定面積	13,500 m <sup>2</sup>	11,500 m <sup>2</sup>	25,000 m <sup>2</sup>
平成 20 年度末想定保有面積	49,109 m <sup>2</sup>	248,962 m <sup>2</sup>	298,071 m <sup>2</sup>

## (3) 農地と担い手マッチング事業

情報バンクの運営や実践農業セミナーの運営を行い、農地と農的活動を志向する都民とのマッチングを進め、農業の多様な担い手を確保することで農地の保全を図っていく。

### ① 情報バンクの運営

農地情報・担い手情報の収集、マッチングのための農地利用コーディネーターの活用などを図る。

### ② 実践農業セミナーの運営

自ら耕作できる技術をもった人材を育成し、担い手の確保を図る。

(市民農園等での技術指導者・セミプロ農業者等を養成)

### ③ 農作業受委託推進事業

意欲ある農家、セミプロ農業者等を労働力が不足している農地へ派遣するとともに、農作業受委託契約の締結指導を行う。

#### (4) 畜産振興事業【特別会計】

##### ①肉用子牛価格安定対策

牛肉の輸入に係る状況の変化やBSE等の発生により肉用子牛の価格が低落した場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産安定を図る。

##### ア 肉用子牛生産者補給金交付

肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に補給金を生産者に交付する。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63・12・22 法律98号)

・生産者積立金の造成(機構1/2、都1/4、生産者1/4) (単位:円)

区分	計画(頭)	単価	積立金額
黒毛和種	55	9,900	544,500
交雑種	20	5,000	100,000
乳用種	40	12,700	508,000
合計	115		1,152,500

##### イ 子牛生産拡大奨励事業

子牛価格低落時に肉専用種繁殖雌牛の拡大及び維持農家に奨励金を交付する。

対象戸数 黒毛和種繁殖雌牛飼養者 21戸

##### ②肉用牛肥育経営安定対策事業

販売した肉牛の価格が低迷し所得が一定水準の家族労働費を下回った場合に補てん金を交付することにより、牛肉として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

##### ア 補てん金の交付

肥育牛1頭当たりの四半期平均推定所得が基準家族労働費を下回った場合に補てん金を生産者に交付する。

イ 生産者積立金の造成(中央畜産会3/4、生産者1/4) (単位:円)

区分	計画(頭)	単価	積立金額
黒毛和種	200	27,200	5,440,000
交雑種	15	18,000	270,000
乳用種	20	21,200	424,000
合計	235		6,134,000

### 3 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

#### (1) 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜の生産・配付を行う。また、これらの畜産物の生産拡大を図るための新規農家の開拓や畜産業に対する啓発活動等（家畜とのふれあいや食農教育）も併せて実施する。

##### ①種畜生産・配付

平成20年度種畜配付規模

種畜の種類		配付数
トウキョウX	種豚	雄 40頭・雌 120頭
東京しゃも		24,000羽
軍鶏交雑種		80羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うこっけい		10,000羽
受託孵化	種卵	12,000個

上記に関わる飼育・技術指導・安全衛生管理を行う。

##### ②施設管理

青梅畜産センター・青梅庁舎の施設の維持管理を行う。

・建物面積 10,519.33 m<sup>2</sup> (77棟) ・土地面積 258,409.44 m<sup>2</sup>

#### (2) 栽培漁業センター事業

東京都との委託契約に基づき、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り、基幹産業の漁業を支援するため、アワビ・フクトコブシ・サザエ種苗の生産・配付を行う。

##### ①種苗生産

平成20年度種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 15万個の配付
	生産	21年度配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	種苗 80万個の配付
	生産	21年度配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 55万個の配付
	生産	21年度配付用種苗の採卵・飼育

②施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

③試験研究

種苗の生産技術効率化、健康で活力ある種苗の生産技術開発等の試験を行う。

- ・アワビ類配合飼料選定試験

④災害対策種苗生産

フクトコブシ・サザエの生産・配付を行う。

平成20年度災害対策種苗生産・配付規模

フクトコブシ	配付	種苗 20 万個の配付
	生産	21 年度配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 20 万個の配付
	生産	21 年度配付用種苗の採卵・飼育

(3) 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都との委託契約に基づき冷水性魚類の種苗を生産して、河川漁協・養殖漁協に配付を行い、内水面の資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。また、生産種苗の質の維持向上及び魚病対策を行う。

①種苗生産

ア ニジマス、ヤマメ、イワナ、奥多摩やまめを生産し、配付する。

平成20年度生産・配付規模

品 種	配 付 数
ニジマス	稚魚 2 5 万尾、発眼卵 2 1 万粒
ヤマメ	稚魚 2 4 万 5 千尾、発眼卵 1 0 0 万粒
イワナ	発眼卵 1 0 万 1 千粒
奥多摩やまめ	稚魚 2 万尾、発眼卵 9 万粒

イ 上記に関わる養殖の技術指導を行う。

ウ 奥多摩やまめの振興に関する技術開発及び普及の取り組みを行う。

②施設管理

奥多摩種苗センターの施設の維持管理を行う。

種苗生産施設(入川、海沢の2箇所)

## 4 森林整備事業

林業の低迷により手入れの行き届かない森林が増えているが、こうした森林を整備するため、分収契約や森林整備協定などにより森林所有者や都市住民などと協働して森林を整備する。

### (1) 分収林事業【特別会計】

木材価格の低迷等により、収支見込が良い新規契約が難しくなってきたが、一層の経費削減に努め、平成20年度も引き続き新規契約の締結を目指す。また、搬出条件の良い間伐事業においては木材を搬出し、販売する。

#### ①二者分収造林

契約地(6か所 13.59 ha)について保育計画に基づき保育作業を行う。

また、シカによる被害が発生している箇所に対してシカ柵等の設置を実施する。

- ・契約地の保育管理(除伐 6.13 ha)
- ・シカ被害対策 2 ha (予定)

#### ②二者分収育林

ア 契約地の管理 (144か所 1,011.33 ha)

保育計画に基づき保育作業を行う。

- ・保育管理(間伐 17.02 ha 見回り管理 559.88 ha)
- ・調査等(材積調査 10ha 境界整備 20ha) (予定)

イ 新規契約の締結 20 ha (予定)

ウ 間伐材売り払い 2 ha (予定)

#### ③三者分収育林

都民に森のオーナーとして育林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

ア 契約の状況(平成2~9年度)

- ・契約地 8か所 74.85 ha ・森のオーナー数 776名
- ・契約期限 平成26年3月31日~33年3月31日

イ 保育計画に基づき契約地の保育管理を行う。

見回り管理 74.85 ha (8か所)

#### ④森林整備地域活動支援

市町村と締結した協定に基づき(5市町村 301ha) 交付対象事業を実施する。

- ・歩道の整備 2,000m
- ・契約地の境界ペイント 140ha



## (2) 都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

### ①二俣尾・武蔵野市民の森

平成13年度に武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した協定に基づき、森林施業及び啓発事業等を受託して行う。

ア 整備地(青梅市二俣尾)の概要

- ・ 契約面積 2.93 ha
- ・ 契約期限 平成13年8月6日から平成23年3月31日

イ 森林施業管理(間伐、間伐材利用促進等)

拠点施設塗装委託(テラス塗装) 97.8 m<sup>2</sup>

ウ 啓発事業の運営 年4回の市民講座等

エ 動植物相の遷移調査

オ 運営協議会の開催 年2回

### ②奥多摩・武蔵野の森

平成16年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、奥多摩町内のシカ害地の森林整備を行う。

ア 整備地(奥多摩町氷川字逆川)の概要

- ・ 整備面積 3.30 ha
- ・ 所有者 氷川保善会

イ 整備の概要

- ・ 協定期限 平成17年3月14日から平成26年3月31日まで  
10年間
- ・ 植栽樹種 広葉樹

ウ 整備地の保育管理

- ・ 保育管理(下刈 1.00ha)
- ・ シカ柵等の見回り管理・補修
- ・ 歩道の改修等
- ・ 植生調査

### ③奥多摩・昭島市民の森【特別会計】

ア 契約地(奥多摩町氷川字大沢入)の概要

- ・ 契約面積 1.44 ha
- ・ 契約期限 平成16年5月1日から平成67年4月30日まで

イ 契約地の保育管理

- ・ 下刈 1.15 ha

### ④航空電子グループの森【特別会計】

ア 契約地(奥多摩町氷川字大沢入)の概要

- ・ 契約面積 1.33 ha
- ・ 契約期限 平成16年6月18日から平成67年3月31日まで

イ 契約地の保育管理

- ・下刈 1.33 ha

ウ 社員イベントの支援

- ・下刈 等

⑤奥多摩共生の森整備【特別会計】

財団と土地所有者である奥多摩町が 35 年間の土地使用契約を結び、未済造林地に森林を造成する。整備に当たっては、財団の各種事業を活用するとともに、不足する資金は森林の恩恵を受けている都民から広く募金を集め、都民と森林との共生を推進する。

ア 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要

- ・契約面積 11.3ha
- ・契約期限 平成 15 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日まで
- ・植栽樹種 トチ、ケヤキ、モミジ、スギ、 他

イ 契約地の保育管理

- ・下刈 4.18 ha
- ・シカ柵の補修等
- ・イベント（都民による下刈等の作業体験）

**（3）都行造林事業**

水源涵養、国土保全、公有財産の造成及び地域林業の振興を目的に、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の 1,185.17 ha の維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき各施業を行う。

①造林地の概要

造 林 事 業 名	施業面積 (ha)
御大典記念	83.96
紀元 2 6 0 0 年記念	130.19
御成婚記念	472.03
オリンピック記念	139.60
多摩森林	359.39
合 計	1,185.17

②20 年度事業内容

- ア 保育施業の委託（施業計画に基づき保育等を行う）
- イ 造林地の管理
- ウ 造林地契約事項に係る事務処理
- エ 造林地台帳の整理
- オ 造林処分地の調査

#### (4) 花粉発生源対策事業【特別会計】

事業開始3年目にあたる今年度についても、都からの出えん金（25億円）、国からの補助金、募金等を活用してスギ林等を主伐し伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽することで、花粉の少ない森づくりを進めるとともに、伐採した木材の活用により木材需要を拡大することで東京の林業の活性化を図る。

##### ①スギ林等の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者と財団で、立木の買取りとその後の森林整備を定めた契約を締結後、スギ林等を伐採・搬出する。伐採跡地には、花粉の少ないスギ等の苗木を植栽し、植栽後30年間の保育経費を財団が負担する。なお、森林所有者の都合で植栽・保育作業が困難な場合は、財団が代わって施業する。

・契約面積 80 ha（平成20年度）：10年間で850 ha

##### ②貯木場の運営

伐採した木材を貯留し仕分けるための貯木場を設置する。19年度は、仮貯木場を多摩木材センターの一部を借りて設置したが、20年度は青梅市新町に建設した本貯木場において、運営を委託し実施する。

##### ③木材の販売

当事業にて伐採した木材を、既存の木材市場を混乱させない範囲において流通・販売を行う。

##### ④花粉の少ない森づくり運動

東京都と連携した都民や企業等への募金活動や、「森づくり支援倶楽部」を通じて普及啓発に努めている。20年度は、企業、山林所有者、財団の連携による「企業の森」を一層、推進して、花粉の少ない森づくりに取り組んでいく。なお、平成19年度の企業の森の契約数は4件（対象面積10ha）であった。

#### (5) 木質バイオマス事業（新規）

多摩地域では、従来から間伐材や林地残材、製材端材など、森林に由来する未利用バイオマス資源が多量に存在しており、さらに花粉症発生源対策の実施に伴う林地残材及び製材端材の増加が見込まれている。また、農業分野でも、植木生産などにおける剪定枝等の未利用バイオマス資源が発生している。

一方、下水道局では、下水処理により発生する下水汚泥を重油等の化石燃料を補助燃料にして焼却している。このため、下水道局の二酸化炭素排出量は、都庁全体の45%を占めており、その排出量の削減が求められている。

東京都は、平成18年12月に発表した「10年後の東京～東京が変わる～」の中で、世界で最も環境負荷の少ない環境都市を実現するため「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を東京全体で実施することとし、汚泥の焼却に使用している化石燃料を、再生可能エネルギーである未利用の木質バイオマス資源に転換すること

で、二酸化炭素の排出量を削減し環境負荷を軽減させる事業を計画した。

都の事業である「森林資源のエネルギー利用の推進事業」では、農林業の収益向上に寄与することを目的として、農林業から発生する未利用の木質バイオマス資源を汚泥焼却の燃料として活用していく事業であり、将来の事業化に向けたパイロット事業として位置づけている。

当財団は、都と連携し、バイオマス資源の新たな活用に道を開き農林業の更なる振興に貢献していく。

#### ①施設整備

- ア 破砕機の購入（木質バイオマスをチップに破砕する機械）
- イ グラップルローダーの購入（原料を掴み破砕機に投入する機械）
- ウ トラック（チップ運搬車）の購入
- エ トラック（原料運搬車）の購入
- オ 建屋・電気・防火施設設備の設置

#### ②調査費等

##### ア 生産システム調査・設計

チップ化のための様々な機械・設備を比較検討し、より効率的な生産システムを構築し、施設建設のための詳細設計を行う。

##### イ 測量

施設設計並びに許認可事務に係る平面図、縦断図等の作成及び既存施設等の測量を行う。

##### ウ 許認可手続業務

施設の設置に係る建築確認、環境保護条例等の環境規制（工場認可）、消防法その他必要な許認可に関する手続き等に必要な調査を行う。

##### エ 調査

騒音・振動調査、土壌分析、地盤がどの程度の重さに耐えられるか等、施設の設置に係る設計・許認可手続き等に必要な調査を行う。

##### オ 施工管理

施設設計時に建屋建築、機器の設置等の施工の監理業務を、設置者に代理して行う。

## 5 緑の募金・緑化推進事業

緑の募金による森林の整備・街の緑化と東京を緑豊かな都市とするための緑化を推進する。

### (1) 緑の募金事業【特別会計】

東京緑化推進委員会を組織し、全国の緑の募金運動と連携し、自治体、団体、企業、学校等から募金を募り、普及啓発、森林の整備、都市緑化の推進を図る。

#### ①緑の募金活動

目標額	80,000千円
期間	春期2月15日～5月31日 秋期9月1日～10月31日
方法	家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他
強化策	ア 一般募金 ・緑の募金自動販売機の設置拡大 イ 事業指定募金 ・緑の募金による森林づくりの一環として、青梅の森（仮称）の整備を森林ボランティアの協力をえて事業実施に取り組む。
協力団体	区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガールスカウト、ボーイスカウト、森林パトロール隊、J A東京、森林木材関係団体、東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、NPO法人森づくりフォーラム

#### ②普及啓発活動

- ア 緑化運動ポスター原画・標語募集及び原画・標語展の開催  
対象：小・中・高校生等
- イ 「緑の募金実績」の発行
- ウ 緑の募金PRコーナーの設置による広報宣伝活動
- エ 緑の募金強化宣伝：都営交通車内広告
- オ イベント事業への協賛：みどりの感謝祭、緑の募金街頭キャンペーン等
- カ 募金活動の推進
  - ・区市町村等の募金活動への助成
  - ・募金協力団体への募金資材の配布（緑の羽根・募金箱・ポスター・チラシ等）

#### ③森林の整備・緑化推進事業

森林や樹木のもつ水源かん養、環境保全等様々な機能をより発揮させるために森林を整備するとともに、山村住民と都市住民との交流を図り、森林・林業に対する理解を深める。それとともに街や学校・福祉施設などの緑化を促進する。

- ア 緑の募金公募事業  
ボランティア団体等が実施する森林整備等への助成 15 団体
- イ 自治会・企業等の森林づくり事業 3 団体
- ウ グリーンプラン事業  
・区市町村等が実施する地域緑化や森林整備等への助成 40 団体  
・社会公共施設緑化(学校、福祉施設等の緑化への助成) 6カ所
- エ 奥多摩共生の森事業  
寄附していただいた方たちの参加による下刈り体験の開催等
- オ 東京の森づくりモデル事業(18年度～20年度、木下沢地区)
- カ 緑の募金森林整備等事業  
・学校環境緑化モデル事業に助成
- キ 区市町村への苗木配布

## (2) 苗木生産供給事業

東京都では「10年後の東京」及び「東京都環境物品等調達方針」等に基づき、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を行っている。財団は都からの業務委託により苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

### ①苗木の購入計画

- ア 購入本数 300 千本

### ②苗木の栽培管理委託計画

市街化区域内の農家に苗木の栽培管理を委託し、2~4年間育成する。

- ア 栽培本数 622 千本 (H14~20 購入分)
- イ 委託面積 18.0 ha
- ウ 委託契約 12 J A (うち掘取運搬を含めた委託契約: 5 J A)

### ③苗木の供給計画

東京都の指示に基づき、都の公共事業、公共施設等に供給する。

- ア 供給本数 250 千本

### (3) 東京の活力を創出する都市緑化推進事業

東京の貴重な都市農地の保全、都市の緑化を目的として、「緑の地産地消」をコンセプトにした地域における具体的な都市緑化推進プロジェクトを推進する。

#### ① 推進会議の実施

緑化関係機関との密接な連携のもと、地産地消をコンセプトにした都市緑化推進プロジェクトの検討及び有識者による都市緑化の意見交換・情報提供等を実施する。

#### ② 都市緑化推進プロジェクト

地域における各種の都市緑化推進プロジェクトを推進する。推進にあたっては、関係機関とプロジェクトチームを編成して行う。

- ・六本木ヒルズけやき坂通り花壇プロジェクト
- ・東京ドーム地産地消ガーデニングプロジェクト
- ・都立神代植物公園活性化プロジェクト

## 6 環境保全型農業の推進事業

有機農業などの環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産供給を行う。

### (1) 堆肥生産供給事業

これまで都との委託契約に基づき実施してきたが、今年度から財団の自主事業として、東京都からの補助を受けて、東京都有機農業堆肥センターにおいて優良堆肥を生産し、有機農法の実践農家への円滑な供給（有償）等を行う。また、積極的に施設や技術を公開し、循環型社会の構築に貢献する。

- ① 堆肥生産目標量      450 t
- ② 堆肥供給目標量      400 t
- ③ 優良堆肥生産技術の実証・展示、視察・研修の受け入れ



## 7 農林総合研究センター事業

東京都の委託を受け、東京の農林業や食品産業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、都民や生産者等に対する技術支援や情報提供を行う。

平成20年度より組織を見直し、7科（分場・センター）1室を6科（分場・センター）1室に改め、研究単位を12単位から7単位に大括りする。また、緑化・園芸分野におけるプロジェクト研究リーダーとして、任期付副参事研究員を外部から招聘し、研究力の向上を図る。

### （1）試験研究事業

〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉え、現場要望を反映させた研究方針を策定する。研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、産学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

①試験研究の効率的な運営・管理〔研究課題 4テーマ〕

〔園芸技術科〕

生産環境の悪化、担い手の減少・高齢化などに対応した、収益性の高い農産物の安定生産技術、省力生産技術、新資材を活用した高品質化技術などを開発し、都民に良質な地場農産物を提供する。高機能性作物など新たな特性を持つ園芸作物をバイオテクノロジーなどの技術を活用して育成し、東京ブランド品としての商品性を高める。

①バイオテク技術等を利用した東京特産品種の育成〔研究課題 6テーマ〕

②高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 2テーマ〕

③園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕

〔生産環境科〕

食の安全性を確保するため、化学農薬のみに依存しない病害虫管理技術や、農産物中の農薬残留低減技術などを開発する。未利用有機性廃棄物の有効利用技術を開発し、農畜産業および都市からの廃棄物を有効な資源に転換する。施肥技術の合理化を図り、過剰施肥による土壌や地下水への環境負荷の低減や農作物中の成分の適性化を図り、将来にわたる持続可能な農業生産基盤を維持する。

①農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

②病害虫総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕

③土壌総合管理技術及び農作物の機能性成分解明〔研究課題 5テーマ〕

#### 〔畜産技術科〕

バイオテクノロジー技術を用いて、受精卵や精子の実用的な凍結保存方法を確立し、種畜の効率的な利活用を図る。安全・安心で付加価値の高い畜産物を安定供給するため、遺伝子解析を利用した新たな育種方法や抗生物質に頼らない飼養管理技術を開発する。環境に配慮した都市畜産の経営に資するため、微生物を利用した悪臭の防止および堆肥化処理方法の確立を図る。

- ①高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 1テーマ〕
- ②畜産の生産性向上技術開発〔研究課題 6テーマ〕
- ③農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 1テーマ〕
- ④有機資源管理・利用技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

#### 〔緑化森林科〕

屋上・壁面緑化技術開発によるヒートアイランド対策、新緑化樹木を活用した環境改善効果の高い都市緑化技術を開発し、色彩豊かで、良質な環境を保持した都市づくりに寄与する。森林産業育成を図り、森の再生・保存のため、シカによる森林被害対策や、土砂流失防止機能の高い豊かな森づくりのための技術開発を進める。

- ①緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- ②豊かな森づくり技術の開発〔研究課題 4テーマ〕

#### 〔江戸川分場〕

コマツナなどの軟弱野菜およびポインセチア、アサガオなど鉢花の生産安定技術ならびに商品性向上技術の開発をおこなう。施設コマツナの連作にともなう施設内土壌の悪化防止対策やシストセンチュウなどの土壌病害虫防除対策を確立し、地域特産作物の安定生産を図る。

- ①江東地域における高度集約型園芸技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

#### 〔食品技術センター〕

安全・安心な食品づくりを支援するための新技術の開発および健康増進に繋がる機能性成分に関する研究を進める。地域の生産物資源や加工副産物を有効活用する技術や東京ブランド食品を開発し、地域産業の活性化に努める。

- ①食品の安全性確保技術と機能性食品の開発〔研究課題 4テーマ〕
- ②地域の資源を利用した食品開発〔研究課題 4テーマ〕

## (2) 受託・共同研究事業

公設試験研究機関として農総研の研究力を向上させるために、競争的資金などの外部資金を積極的に獲得するとともに、国や東京都からの受託研究や企業・大学・他県等との共同研究を推進する。

## (3) 調査・分析等業務

東京都からの委託を受け、調査・分析業務を行う。

## (4) 技術相談・依頼試験・試験機器の利用公開

生産者等からの技術相談に応じるとともに、依頼を受け、分析等の業務を行う。また、食品技術センターの研究設備を貸し出して、食品企業等の研究開発に資する。

## (5) 研究施設

立川庁舎・青梅庁舎・江戸川庁舎・日の出試験林および食品技術センターの各施設で試験研究を行う。

ア	立川庁舎	・建物面積	11,564.14 m <sup>2</sup> (36棟)	・土地面積	149,884.23 m <sup>2</sup>
イ	青梅庁舎	・建物面積	10,519.33 m <sup>2</sup> (77棟)	・土地面積	258,409.44 m <sup>2</sup>
ウ	江戸川庁舎	・建物面積	2,870.98 m <sup>2</sup> (12棟)	・土地面積	19,772.75 m <sup>2</sup>
エ	日の出庁舎	・建物面積	75.64 m <sup>2</sup> (6棟)	・土地面積	127,448.56 m <sup>2</sup>
オ	食品技術センター	・建物面積	1,909.77 m <sup>2</sup>		

(秋葉原庁舎1階の一部および6～8階)

## 8 情報提供・普及啓発事業

農林水産業に関する情報提供や各種イベント等を通じた普及啓発活動により、東京の農林水産業の振興に寄与する。

### (1) 森林総合利用事業【特別会計】

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するための各種事業を企画し、実施する。

#### ①森林とのふれあいの場の提供

ア 森林を活用した体験学習の開催等

- ・森林浴登山 5回
- ・森林ふれあい教室 5回
- ・野生きのこ教室 1回

イ 森林・林業に関する情報提供(森林、林業の普及PR)

#### ②東京木づかい運動の展開(木材利用促進)

多摩産材などの広報PR(イベント参加、パンフレット作成)と利用促進

### (2) 総合情報提供事業

東京農業WEBサイト、東京の森と木WEBサイト、財団ホームページを連携して、都民に対して農林水産業、特産品、食の安全安心等の情報を総合的に提供する。

#### ①東京農業WEBサイト運営事業

都民に対する東京農業や農地の働き、農畜産物・特産品、食の安全・安心などの情報発信のために、東京都、農業団体等が構築したWEBサイトの管理・運営を受託する。

#### ②東京の森と木WEBサイト運営事業

都民への森林・林業の普及啓発、木製品・特産品等の情報発信のために、東京都、多摩地域の自治体や森林や林業に関する団体が構築したWEBサイトの管理・運営を受託する。

### (3) 食育推進事業（体験からわかる食）

東京都では「東京都食育推進計画」に基づき、子どもたちに「食」に関する知識を伝え、健全な食生活を実践できる人材を育成するため、学校教育現場における生産体験学習を推進している。財団では、都が指定する都内の小学校で実施される生産体験学習への支援を受託する。

種 別	内 容
①講師派遣型による 生産体験学習の推進	都指定の10校に対する講師派遣、 生産体験学習への支援
②学校外体験型による 生産体験学習の推進	都指定の7校が学外の田畑で実施する 生産体験学習への支援